

第二次佐久市無居住家屋等対策計（素案）に対する 意見募集の実施結果

1 意見募集の概要

（1）意見募集期間

令和5年2月1日（水）から令和5年2月16日（木）まで

（2）素案の公表方法

- ア 佐久市ホームページ
- イ 佐久市役所市民ホール行政閲覧コーナー、建築住宅課窓口、各支所経済建設環境係窓口に閲覧用として設置

（3）意見の募集方法

- ア 郵便
- イ 持参
- ウ 電子メール
- エ ファクシミリ
- オ ながの電子申請サービス

2 意見募集の結果

（1）提出された意見 1名

（2）提出された意見の概要とそれに対する市の考え方 別紙のとおり

※いただいたご意見は、要約したものを記載しております。

No.	意見要旨	市の考え方
1	<p>前計画（第一次）の「第3章 空家等対策における施策」内「（1）「空家等」化の予防」において、「空家等対策に当たっては、まず、空き家にしないことが肝心と考えます。」と記述されているが、本計画では、この「予防第1」思想が排除されており、前計画（第一次）から対応姿勢がかなり後退していると感じる。「空家等の対策を総合的に推進」するならば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の予防・抑制 ・長期化・危険物件化の抑止 ・危険物件の排除 <p>上記3本の柱が必要だと思う。</p> <p>特に「発生抑制策」への注力が重要で、そのためには、既存空家の発生要因の深堀が必要で、「世帯数」増加の要因分析と合わせて早急に取り組むべき。</p> <p>更に対策としては、「地域活動支援」や「位置指定道路」等への啓発活動など。</p>	<p>ご意見いただいた3本の柱は、空家等対策に必要な施策と考えます。</p> <p>空家等化の予防（「発生の予防・抑制」）につきましては、22ページ「（1）空家等化の予防（発生の抑制）」において「空家等対策に当たっては、まず空き家にしないことが肝心です」と記載しております。</p> <p>また、「長期化・危険物件化の抑止」につきましては、23ページ「（2）空家等の適切管理の促進（空家等の所有者等に対する支援）」において、「危険物件の排除」につきましては、25ページ「特定空家等」化の予防」において、対策を記載しております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、将来の本市の空き家の状況や国による法改正の動きを見つつ、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>1ページの「1 背景」において、「人口減少や高齢化などにより、住宅を中心とした空き家が年々増加」との記載があるが、因果関係が不明。</p>	<p>16ページ「図表17 建物を使用していない理由」において、「住んでいた人が死亡したため」という回答が最も多く、人口減少や高齢化が空き家増加の一因であると考えられます。</p>
3	<p>5ページの「成果の検証」において、「前計画の数値目標はいずれも達成」との記載があるが、「相談会」に関しては、「相談者数」「相談内容分類」は言うに及ばず、相談により「解決したか」「改善したか」「変化なし（聴取のみ・説明、指導しただけ等）」の実績と「相談会の効果」を協議会に提示及び開示する必要があるのではないか。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、より効果的な相談会が実施できるよう検討してまいります。</p>
4	<p>6ページの「空き家の概況」において、「世帯数の増加よりも住宅数の増加が多く」との記載があり、「世帯数と住宅数のギャップが生じる原因として」最初にあげられていることが、「新しく居住を開始される方は新築を希望する指向が強いこと」としている。</p> <p>「新しく居住を開始される方」は「転入者」のことだと思われるが、「指向が強い」ということは、「すべてがそうだ」と言うことではなく、「一部に空き家バンク利用」が含まれると考えられる。</p>	<p>いただいたご意見のとおり、「新しく居住を開始される方」には「転入者」が含まれますが、その他に市内在住者で世帯分離により新築を行う方も想定されます。</p> <p>6ページ記載のとおり、さまざまな理由で世帯数と住宅数のギャップが生じているため、現行どおりの表現とさせていただきます。</p>

No.	意見要旨	市の考え方
	<p>空き家バンク利用者は既存住宅を利用するため、「転入世帯数よりも新築住宅数が少なくなる」ので、「世帯数と住宅数のギャップが生じる原因」という表現ではなく、「世帯数と住宅数のギャップを緩和する要因」ではないか。</p>	
5	<p>「空き家調査」について、「前回調査」で「空家等」に分類された物件の現況（「解消」「悪化」「変化なし」等の追跡調査）が効果検証として必要ではないか。</p> <p>調査対象に「苦情情報等」が含まれていることを考慮すると「平成28年度の調査結果と比較すると378軒減少」とされているが、「周辺居住者が減ったため苦情件数が減少したため調査対象から外れた物が多く含まれている」とさえ思ってしまう。追跡状況はぜひ開示してほしい。</p>	<p>苦情情報に限らず、水道閉栓情報や民間の地図情報により、市内全域の空き家と思われる建物を調査しており、「周辺居住者が減ったため苦情件数が減少したため調査対象から外れた物が多く含まれている」ことはないと考えます。</p> <p>また、9ページ記載のとおり、今回の調査で「擁壁の損傷」に係る不良度判定基準を見直しており、前回調査と単純に比較することは困難です。</p>
6	<p>「意見募集期間」について、「情報公開ガイドライン」において「募集期間」は「1ヶ月以上を標準」として「緊急性の高い場合などはその理由を開示して2週間以上を認める」とあるが、今回、事情の説明もなく最短の「2週間」に指定されたことについては、結果（回答）ページに記載して頂きたい。</p>	<p>意見募集の手続きを規定した「佐久市市民意見公募手続実施要綱」の第7条におきまして、「意見を提出するのに必要な期間として、公表の日から1か月程度、緊急を要するときは、少なくとも14日以上の間を確保する」としております。</p> <p>この度の意見募集につきましては、計画策定全体のスケジュールを勘案する中で、期間を設定いたしました。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、今後の計画策定における参考とさせていただきます。</p>
7	<p>「募集は終了しました」が早い。</p> <p>「募集期間」に「日付」指定されているにもかかわらず、閉庁時刻に「募集は終了しました」をホームページで案内するのはいかがなものか。</p> <p>「窓口持ち込み」のみ時刻してするだけならまだしも、帰宅後メールやFAX送信する方や、交代勤務の方の夜間窓口預けなどぎりぎりまで熟慮して提出するケースを排除するがごとき扱いはやめるべき。</p> <p>特に、資料公開日と意見受付開始日が同時で、募集期間が最低限しか確保されないケースはでは「じっくり読み込んでほしくない」との思惑があるのではないかと疑ってしまう。</p>	<p>いただきましたご意見を踏まえ、市ホームページの意見公募手続の実施状況「意見募集の終了」の表示につきましては、適切なタイミングでの更新としてまいります。</p>